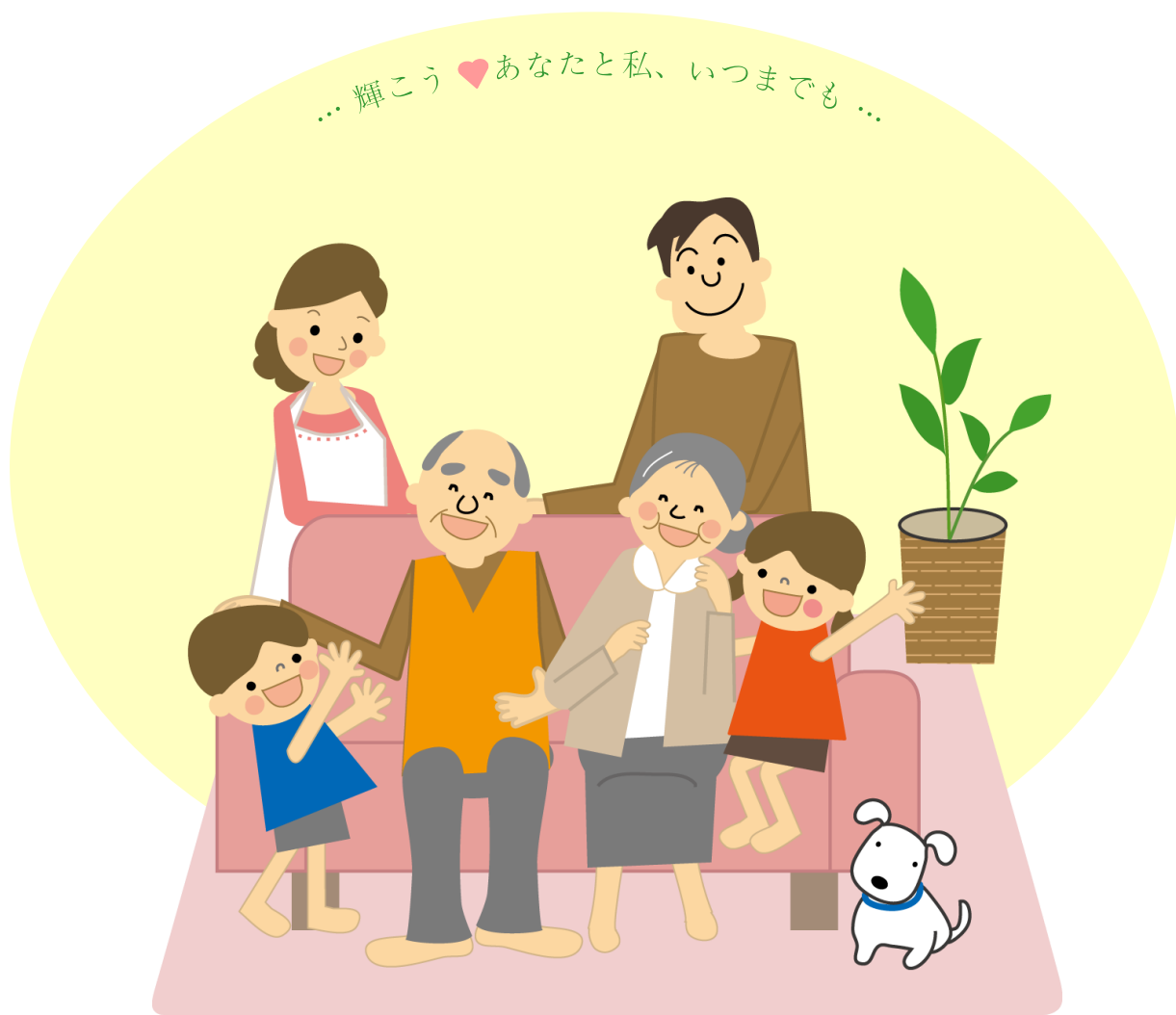


たのはた男女共同参画プラン

「男女が共に認め合い・支え合う、家庭・職場・地域・村づくり」を目指して

... 輝こう ♡ あなたと私、いつまでも ...



田野畑村

目 次

第1章 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	3
4 基本理念	4
5 計画の体系	4

第2章 計画の内容

基本目標1 みんなですすめよう 男女共同参画の村	6
1 男女共同参画意識の啓発	6
2 制度や慣行の見直し	6
3 政策や方針決定過程における女性や若者の参画拡大	7
4 事業所や自治会、各種団体の取り組みへの支援	7
基本目標2 みんなではぐくもう 仕事と家庭の調和	8
1 多様な生活形態に対応した子育て支援の充実	8
2 仕事と育児・介護が両立できる雇用環境の整備	9
3 家庭生活への男女共同参画の推進	9
4 暴力のない家庭・社会づくり	10
5 被害者の安全確保及び自立支援の体制づくり	10
基本目標3 みんなで支えよう 高齢者等が安心して暮らせる地域	11
1 介護および介護予防体制の充実と利用促進	11
2 高齢者の自立と社会参画の促進	12
3 地域福祉活動の推進	12
基本目標4 みんなでつくろう 農山漁村の住みよい環境	13
1 生き生きと働くことができる環境の整備	13
2 女性が住みやすく活動しやすい環境の推進	14

第3章 計画の推進体制

1 村民との連携	16
2 村の推進体制の強化	16
3 教育機関や各種団体、事業所との連携	16
4 推進状況の調査、公開	16
5 主要指標一覧	18
資 料	24

第1章

基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

すべての人が性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮すると共に、お互いの人権を尊重しつつ、喜びも責任も共に分かち合う男女共同参画社会の実現は私たちの願いです。

日本国憲法においても、個人の尊重と法の下での平等が定められ、男女平等を実現するためにさまざまな法律や制度の整備が進められてきました。

そのような中、国においては平成 11（1999）年に男女共同参画社会の形成についての基本理念を明確にするとともにその方向性を示し、男女共同参画社会の形成に関する取り組みを推進するために「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

しかし、家庭・職場・地域などのあらゆる場において、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会通念・慣習が依然として存在している状況にあります。

また、少子・高齢化の進行に伴い、私たちの生活をめぐる社会経済情勢は今、著しく変化してきています。この社会の変化に柔軟に対応していくためには、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にとらわれることなく、家庭で、職場で、学校で、地域で、それぞれの個性と能力を十分に発揮できるような社会づくりが必要となっています。

このような現状を踏まえ、男女共同参画社会の実現を目指して、村の基本的な考え方や関連する施策を体系化し、今後の取り組みを総合的かつ効果的に推進するための「たのはた男女共同参画プラン」を策定するものです。

なお、本計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）第 2 条の 3 第 3 項に定める「市町村基本計画」を兼ねるものでもあります。

2 計画の位置付け

- (1) この計画は、男女共同参画社会の実現を目指し、村の基本的な考え方を示すとともに、関連する村の施策を体系化したものです。
- (2) この計画は、村民と行政が一体となって目的を達成するものであり、村民はもちろんのこと、事業所・各種団体等から理解や協力を求め、自主的かつ積極的な活動の推進を図るものです。

3 計画の期間

平成 28（2016）年度を初年度とし、平成 32（2020）年度までの 5 年間とします。ただし、社会情勢の変化や住民ニーズに対応しながら、必要に応じて見直しを行います。

4 基本理念

男女が互いにその人権を尊重し、共に支え合い、性別にとらわれることなく、個人の能力が十分に発揮することができる社会の実現を目指し、「男女が共に認め合い・支え合う、家庭・職場・地域・村づくり」を基本理念とします。

5 計画の体系

計画の基本理念の実現に向けて、本村が施策を展開するにあたっての基本目標、施策の方向は下記のとおりです。

